



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造 外1名



5

取下書

令和4年6月14日

10

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

15

原告ら訴訟代理人弁護士 津 久 井



原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典



原告ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐

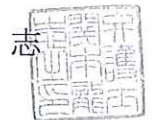


20

原告ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊



原告ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍



25

上記当事者間の頭書事件について、原告らは、請求の趣旨第1項及び請求の趣旨第2項のうち被告神戸市建設局道路工務課課長瀬川典康に対する請求の部分の訴えを取り下げる。

上記訴えの取下げ後の請求の趣旨は、下記のとおりである。

5

記

1 被告は、「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」にかかる「山陽電鉄北側 橋台・橋脚設置工事」請負契約に基づく請負代金を支出してはならない

10 い

2 被告は、神戸市長久元喜造に対し、金3億1148万0700円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払請求をせよ

15

3 被告は、「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する契約を締結してはならない

4 訴訟費用は被告の負担とする

20

との判決を求める。

以上